

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との持続的な共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

サステナビリティの観点から、環境や人権、コンプライアンスに関するリスクマネジメントを強化し、持続可能な調達に取り組めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとったうえで決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払い条件

下請代金はすべて現金で支払います。また、支払いサイトについては、60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に関するしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者取引上一方的な負担を押し付けないように、また事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

- ・当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- ・当社は取引先の皆様にもコンプライアンスホットラインの専用窓口「取引先様ホットライン」を設けており、ホームページにて取引先様ホットライン専用窓口メールアドレスを公開しております。また、「取引先様ホットライン」では、年に1度、グループ取引先様宛に「取引先様アンケート」を実施しております。このように上記の宣言内容が守られているかなど、もしも不備がある場合にはそれらを受け付ける体制を構築しております。
- ・取引適正化の重点課題解決を目指し、法令遵守、人権尊重、環境配慮、情報保護、安定供給などを定めた「ウエルシア商品取引基準」に則り、自社のサプライヤーや下請先、請負先にも要請するなど、サプライチェーン全体の付加価値向上、共存共栄を目指してまいります。

2025 年 10 月 6 日

株式会社丸大サクラ牛薬局 代表取締役社長 今 寿